

添付様式 2 5

学（園）則変更条項新旧対照表

新 学（園） 則	旧 学（園） 則
<p>(名称) 第2条 本校は、〇〇〇小学校という。</p> <p>(休業日、臨時授業及び臨時休業) 第8条 休業日は次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 土曜日 (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日 (4) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで ・ ・</p> <p>(教職員組織) 第25条 本校に次の教職員を置く。 (1) 校長 1名 (2) 教頭 1名 (3) 教諭 30名 ・ ・</p> <p>附 則 1 この学則は、〇〇年〇月〇日より施行する。</p>	<p>(名称) 第2条 本校は、▲▲小学校という。</p> <p>(休業日、臨時授業及び臨時休業) 第8条 休業日は次のとおりとする。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日 (3) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで ・ ・</p> <p>(教職員組織) 第25条 本校に次の教職員を置く。 (1) 校長 1名 (2) 教頭 1名 (3) 教諭 27名 ・ ・</p>

添付様式 2 6

〇〇学園寄附行為変更条項新旧対照表

新	旧
<p>第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 一 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科 二 〇〇中学校</p> <p>第六条 この法人に、次の役員を置く。 一 理事 6名 二 監事 2名 2 この法人に、評議員 9名を置く。</p> <p>附 則 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日（〇〇年〇月〇日）より施行する。</p>	<p>第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 一 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科</p> <p>第六条 この法人に、次の役員を置く。 一 理事 6名 二 監事 2名 2 この法人に、評議員 7名を置く。</p>

(注) 変更に係る条文のみを記載し、変更箇所は朱書き又は傍線を引き明示する。